

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成19年9月6日(2007.9.6)

【公表番号】特表2007-505167(P2007-505167A)

【公表日】平成19年3月8日(2007.3.8)

【年通号数】公開・登録公報2007-009

【出願番号】特願2006-517919(P2006-517919)

【国際特許分類】

C 08 L 23/00 (2006.01)

C 08 L 1/02 (2006.01)

C 08 L 23/26 (2006.01)

C 08 K 5/00 (2006.01)

【F I】

C 08 L 23/00

C 08 L 1/02

C 08 L 23/26

C 08 K 5/00

【手続補正書】

【提出日】平成19年7月2日(2007.7.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(a) ポリオレフィンと、

(b) セルロース充填材と、

(c) 3.5 mg KOH / g より高い酸価を有するカルボン酸および/またはカルボン酸無水物グラフトポリオレフィンと、

(d) 複合物の重量に基づいて 8 乃至 20 重量 % の量で存在する基本の反応性充填材と、

からなる熱可塑性複合物。

【請求項2】

前記グラフトポリオレフィンの酸価は、4.0 mg KOH / g より高いことを特徴とする請求項1に記載の複合物。

【請求項3】

前記グラフトポリオレフィンの酸価は、4.0 乃至 5.0 mg KOH / g であることを特徴とする請求項1に記載の複合物。

【請求項4】

前記グラフトポリオレフィンは、5.0, 000 g / mol 未満の分子量を有することを特徴とする請求項1乃至3のいずれか一項に記載の複合物。

【請求項5】

前記グラフトポリオレフィンは、2.0, 000 g / mol 未満の分子量を有することを特徴とする請求項1乃至3のいずれか一項に記載の複合物。

【請求項6】

前記グラフトポリオレフィンは、1.000 乃至 1.0, 000 g / mol の分子量を有することを特徴とする請求項1乃至3のいずれか一項に記載の複合物。

**【請求項 7】**

前記グラフトポリオレフィンは、複合物の重量に基づいて5重量%までの量で存在することを特徴とする請求項1乃至6のいずれか一項に記載の複合物。

**【請求項 8】**

前記グラフトポリオレフィンは、複合物の重量に基づいて1乃至3重量%の量で存在することを特徴とする請求項1乃至6のいずれか一項に記載の複合物。

**【請求項 9】**

前記カルボン酸および/またはカルボン酸無水物グラフトポリオレフィンは、マレイン酸無水物グラフトポリプロピレンであることを特徴とする請求項1乃至8のいずれか一項に記載の複合物。

**【請求項 10】**

前記基本の反応性充填材は、CaO、MgO、Al<sub>2</sub>O<sub>3</sub>およびそれらの混成からなる群から選択されることを特徴とする請求項1乃至9のいずれか一項に記載の複合物。

**【請求項 11】**

前記ポリオレフィンは、複合物の重量に基づいて20乃至90重量%の量で存在することを特徴とする請求項1乃至10のいずれか一項に記載の複合物。

**【請求項 12】**

前記ポリオレフィンはポリプロピレンまたはポリエチレンであることを特徴とする請求項1乃至11のいずれか一項に記載の複合物。

**【請求項 13】**

前記セルロース充填材は、複合物の重量に基づいて30乃至80重量%の量で存在することを特徴とする請求項1乃至12のいずれか一項に記載の複合物。

**【請求項 14】**

前記セルロース充填材は、纖維質であることを特徴とする請求項1乃至13のいずれか一項に記載の複合物。

**【請求項 15】**

前記セルロース充填材は、木粉であることを特徴とする請求項1乃至13のいずれか一項に記載の複合物。

**【請求項 16】**

二次的な強化材、潤滑剤、衝撃改良剤、充填材、顔料、色素、抗酸化剤、安定剤、難燃剤、再燃焼助剤、結晶化助剤、アセトアルデヒド還元合成物、リサイクリングリースエイド、酸素捕捉剤、可塑剤、柔軟剤、成核剤、発泡剤、離型剤、またはそれらの混成をさらに含むことを特徴とする請求項1乃至15のいずれか一項に記載の複合物。

**【請求項 17】**

(a) ポリプロピレンと、  
(b) セルロース充填材と、  
(c) 35mg KOH/gより高い酸価を有する無水マレイン酸グラフトポリプロピレンと、  
(d) 複合物の重量に基づいて8乃至20重量%の量で存在する基本の反応性充填材と、  
からなる熱可塑性複合物。

**【請求項 18】**

前記基本の反応性充填材は、CaO、MgO、Al<sub>2</sub>O<sub>3</sub>およびそれらの混成からなる群から選択されることを特徴とする請求項17に記載の複合物。

**【請求項 19】**

前記無水マレイン酸グラフトポリプロピレンは、20,000g/mol未満の分子量を有することを特徴とする請求項17または18に記載の複合物。

**【請求項 20】**

前記無水マレイン酸グラフトポリプロピレンは、複合物の重量に基づいて1乃至3重量%の量で存在することを特徴とする請求項17乃至19のいずれか一項に記載の複合物。

## 【請求項 21】

ガラスファイバーをさらに含むことを特徴とする請求項 17 乃至 20 のいずれか一項に記載の複合物。